

令和6年度第1回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 議事録

令和6年9月6日(金) 10時00分～11時50分

盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議事
 - (1) 会長及び副会長選出
 - (2) ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する事業の取組状況について
 - (3) ひとにやさしいまちづくり推進指針の見直しについて
 - (4) その他
- 5 その他
- 6 閉会

【出席委員（敬称略、五十音順）】30人中22人出席

石頭 悦	岩手県商工会議所女性連合会 理事
遠藤 真喜男	岩手県ボランティア団体連絡協議会 副会長
大信田 康統	社会福祉法人いちご会 理事
太田代 洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 専務理事
岡 正彦	東北福祉大学 教授
岡山 安紀子	株式会社岩手日報社総合ビジネス局ビジネス開発部 専任部長
狩野 徹	佐久大学人間福祉学部 教授
川村 正司	公益財団法人日本オストミー協会岩手県支部 事務局長
木下 淳	公募委員
齋藤 智子	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会 事務局長
佐藤 博	公益財団法人岩手県国際交流協会 理事長
鈴木 一成	公益社団法人岩手県バス協会 事務局長
高橋 智	社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会 副会長
高屋敷 真喜子	公募委員
田原 浩志	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会 理事
千葉 則子	岩手県ホームヘルパー協議会 会長
中里 登紀子	一般社団法人岩手県歯科医師会 理事
新田 紗希	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット 理事

町田 裕子	一般社団法人岩手県建築士事務所協会女性委員会 副委員長
南谷 敏夫	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会 副会長
山下 梓	弘前大学男女共同参画推進室 専任教員
渡邊 恵理子	公益財団法人岩手県観光協会 観光振興部長

【県出席者】

野原 勝	企画理事兼保健福祉部長
草木 秀二	保健福祉部 地域福祉課 総括課長
米澤 克徳	保健福祉部 地域福祉課 特命課長
千葉 楓	保健福祉部 地域福祉課 主事
高橋 雄一郎	保健福祉部 健康国保課 主任主査
竹原 久美子	保健福祉部 長寿社会課 主任主査
高橋 伸也	保健福祉部 障がい保健福祉課 障がい福祉担当課長
齋藤 晴紀	保健福祉部 子ども子育て支援室 次世代育成課長
佐藤 さおり	政策企画部 広聴広報課 主任主査
山崎 重信	復興防災部 復興くらし再建課 被災者生活再建課長
加藤 裕靖	ふるさと振興部 国際室 主幹兼国際交流担当課長
伊東 義学	ふるさと振興部 交通政策室 特命課長
及川 慎司	環境生活部 若者女性協働推進室 主任主査
阿部 聡人	商工労働観光部 経営支援課 主査
赤前 大輔	商工労働観光部 観光・プロモーション室 国際観光担当課長
高橋 昭彦	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 主任主査
小野寺 亮太	商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 主査
佐藤 充弘	県土整備部 都市計画課 計画整備担当課長
櫻庭 志歩	県土整備部 都市計画課 主査
佐藤 英明	県土整備部 建築住宅課 建築指導課長
榎谷 祐介	県土整備部 建築住宅課 主任主査
高野 智美	県土整備部 建築住宅課 主査
沼田 誠司	教育委員会事務局 学校教育室 主任指導主事

【傍聴者】

なし

1 開会

(地域福祉課 草木総括課長)

事務局の地域福祉課総括課長の草木と申します。

本日は委員改選後1回目の協議会であることから、会長選出までの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和6年度第1回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を開催いたします。

本日は30名中22名の方に御出席いただいておりますので、ひとにやさしいまちづくり条例第38条第2項の規定により、会議は成立しておりますことを報告いたします。

なお、会議は公開させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

2 挨拶

(地域福祉課 草木総括課長)

それでは、会議に先立ちまして、野原企画理事兼保健福祉部長からご挨拶申し上げます。

(野原企画理事兼保健福祉部長)

本日は御多用のところ、第1回ひとにやさしいまちづくり推進協議会に御出席いただきありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、それぞれの立場でひとにやさしいまちづくりの推進にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

県では、ひとにやさしいまちづくり条例に基づきまして、ひとにやさしいまちづくり推進指針を策定し、誰もが安心して暮らしやすい、まちづくりの推進に向け、ハードとソフトの両面から取り組みを進めております。

県の取り組みを、総合的に推進するための行動指針であります、ひとにやさしいまちづくり推進指針は、今年度、現行の指針の策定から5年が経過することから、社会情勢の変化等を踏まえ見直しを行い、新しい指針を策定することとしております。

この見直しにあたっては、官民協働で作業を進めるため、ワーキンググループである、ひとにやさしいまちづくり推進指針改定検討会議を設置し、様々なご意見をいただきながら、現在作業を進めております。

本日の協議会におきましては、県の取り組み状況を報告するとともに、このひとにやさしいまちづくり推進指針の素案についてご協議いただきたいと考えております。

本日は、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とします。

よろしくお願いいたします。

3 委員紹介

(地域福祉課 草木総括課長)

続きまして本日のご出席者をご紹介します。

お手元の委員名簿順に名前を読み上げますので、御了承いただきたいと思います。特段ご挨拶いただくということではなく、名前だけ淡々と読み上げさせていただきます。

石頭悦様

内出幸美様は、欠席でございます。

遠藤真喜男様

大信田康統様

太田代洋一郎様

岡正彦様

岡山安紀子様

狩野徹様

川村正司様

木下淳様

齋藤智子様

佐藤博様

鈴木一成様

高橋智様

高屋敷真喜子様

滝川佐波子様は欠席です。

田原浩志様

千葉則子様

中里登紀子様

成田優子様は欠席です。

西崎実穂様も欠席です。

新田紗希様。

野場貴行様は欠席です。

藤島裕久様も欠席です。

町田裕子様

水沼秀之様は欠席です。

南谷敏夫様

山下梓様

横山美穂様は欠席です。

渡邊恵理子様。

以上の30名となっております。

皆様、よろしく願いいたします。

4 議事

それでは、議事に入ります。

(1) 会長及び副会長選出

(地域福祉課 草木総括課長)

まず初めに、会長、副会長の選出を行います。

当協議会におきましては、条例第37条第1項の規定によりまして会長及び副会長を1人置き、委員の互選とされております。

選出方法についてご意見がなければ、事務局案をご提案をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは事務局より提案させていただきます。

前回に続きまして、会長につきましては、狩野委員にお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

副会長につきましては、ジェンダーバランスを考慮しまして、本日ご欠席されていらっしゃる内出委員にお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようですので会長には狩野委員、副会長は内出委員に決定いたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以降の進行につきましては、条例第37条第2項の規定によりまして、会長が会議の議長になることとされておりますので、狩野会長は以降の進行についてよろしくお願ひいたします。

(狩野会長)

ただいま会長に選出いただきました狩野です。よろしくお願ひします。

所属は県内ではないんですけども、岩手が大好きで、毎週というわけではないですけども来ていますので引き続きよろしくお願ひします。

(2) ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する事業の取組状況について

(狩野会長)

早速、議事に入っていきたいと思ひます。議事(2)ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する事業の取組状況について事務局の方でまず説明をお願ひいたします。

(地域福祉課 千葉主事)

事務局の地域福祉課の千葉と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

座ってご説明させていただきます。

ひとにやさしいまちづくり推進指針の推進状況についてということでございますが、皆様のお手元にやさしいまちづくりの冊子をお配りしてございます。

そちらの12ページをお開きください。

まず、ひとにやさしいまちづくり推進指針についてでございますけれど、県の行動指針、また、県民、事業者、民間団体、市町村のガイドラインとして、ひとにやさしいまちづくり条例の規定に基づいて作成しているものでございます。

平成7年にひとにやさしいまちづくり条例が制定され、その後指針が策定されて以降、社会情勢等に応じて見直しを行ってきたところでございます。

今年度までの5年間を推進期間としております現行のひとにやさしいまちづくり推進指針の取組状況ということでご説明いたします。

資料1-1、A4の資料。

推進状況の管理ということで、本協議会においてひとにやさしいまちづくりの取組について報告のうえ、施策の改善、見直しを行うこととしております。

2 主要な指標の推移ということで記載してございます。

時間の都合がございますので、主なものについてのみご説明いたします。

①ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合でございますけれども、目標値70%ということにしておりますけれども、令和5年度の実績は65.1%と目標値には届いていないという状況です。ひとにやさしいまちづくりの普及啓発に当たりましては、昨年度から、ひとにやさしいまちづくりセミナーを4回に増やして、ハイブリッドにより開催するなど、工夫して取り組んでいるところです。

また、この後ご説明いたしますけれども、ひとにやさしいまちづくり推進指針の改定作業を今進めております。

こちらの地域説明会等の機会もありますので、そういった機会をとらえて、普及に取り組んで参りたいというふうに考えております。

続きまして、④ひとにやさしい駐車場利用証制度駐車区画数についてでございます。

こちらは、バリアフリーに関する情報を地図情報でサイトでお知らせしているユニバーサルデザイン電子マップに登録されていてひとにやさしい駐車場の指定を受けていない施設の管理者に対して周知を行いまして、令和4年度から31区画増の1132区画というふうになっています。

今後も引き続き啓発に取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、⑦、ユニバーサルデザイン電子マップの登録施設数について、昨年度は施設の廃止により1件減りまして1532件というふうになってございますけれども、SNS等により、周知を図っているところですので引き続き、取組を進めてまいります。

続きまして、⑨障がい者の雇用率についてですけれども、理解促進を図るために、県内事業者の人事担当者を対象にセミナーを開催して雇用の促進に取り組んでいるところでございます。

実績としましては、2.42%というふうになりまして、全国平均を上回る結果となっております。

います。

また、4月から法定雇用率が引き上げられてございまして、2.5%、8年7月からさらに引き上げられて、2.7%となりますので、今回、指針の指標の目標値2.4%というふうにしてございませけれども、こちらについては、今回の指針の見直しに合わせて目標値を設定していくこととしています。

この他の事業につきましては、資料1-2ということで、A3の資料がありますのでそちらをご覧くださいければと思います。

続きまして、資料2ひとにやさしいまちづくりの意識調査結果ということでお配りしています。

こちらの中からいくつか説明させていただきます。

まず最初に6ページを御覧ください。

ユニバーサルデザインの認知割合となっております。

ユニバーサルデザインという言葉を理解している、なんとなく理解していると回答された割合が68.9%となっております、昨年度に比べて3.8%増加してございます。

次に9ページ、10ページ。

まちの中で公共的施設、道路など、ハード面でバリア・障壁を感じることもあるという内容になってございませけれども、今年度81.5%となっております。

こちらは例年80%前後を推移しているところでございませので、整備に取り組んでいく必要があるというところでございませ。

バリアを感じる点でどういったところが多かったかという部分ですが隣の10ページ。

歩道が狭い、歩道がでこぼこということで、歩道についてバリアを感じている方が多くなっているところでございませ。

また、鉄道やバス一般タクシーが利用しにくいということで、交通機関に対して、利用しにくさを感じている方の割合が増えてございませ

整備を進めていく必要があるというところでございませ。

続きまして、14ページ。

ソフトの対応について不満、不便さを感じたことがあるか、または聞いたことがあるかということ質問したところでございませ。

「感じる（聞いた）ことがある」の割合が、昨年から9.4%増加したところでございませ。

ページめくっていただきまして15ページ。

ソフトの対応でどういったところに不満を感じたかという部分になりますけれども、施設のバリアフリーに関する情報不足、通路等に障害物があるという内容が多くなってございませ。

続きまして、23ページをお開きください。

車椅子駐車区画の一般的な利用状況についてどのように感じているかという部分になります。

高齢者、障がい者、妊産婦等歩行困難者以外の方も利用している、またそれによって支障があると回答された割合が昨年度から4%増加してございませ。

こちらについては、車椅子駐車区画の適正利用について普及啓発を図っていく必要があるというところがございます。

最後に 28 ページをお開きください。

ひとにやさしいまちづくりを進めていく上で特に重要と思うこととさせていただきます。

1 番多かったのは現存施設等の整備となっております。

こちらは例年多い割合で選択されているところとさせていただきますけれども、その他に教育の充実であるとかヘルプマークの普及といったところが増えてございまして、ソフトの対応について重要だと感じている方の割合が増えているといったところとさせていただきます。

29 ページ以降については、ひとにやさしいまちづくり全体について意見等記載しているところとさせていただきます。

こちらについては後日お読みいただければと思います。

事務局からは以上です。

(狩野会長)

ありがとうございました。

指針に関連する事業の取組状況について説明がありました。

今の説明に対して御質問等ありましたらお願いします。

(田原委員)

岩手県精神保健福祉連合会の田原と申します。よろしく申し上げます。

資料 1-1 推進状況の管理についての障がい者の雇用率についてです。

精神障害者につきましても、雇用率は確か上がっているものかと思えます。

大変喜ばしいと思っておりますが、小規模、中規模の事業者さんにつきましては、ほとんど数字に反映されていないのかなと。

あるいは自営業ですとか、(録音不鮮明)

精神障害者の雇用率だけのデータもし分かればいいのでよろしく申し上げます。

(狩野会長)

ありがとうございました。

詳細な部分についてもし分かれば担当の方お願いします。

(定住推進・雇用労働室 高橋主任主査)

はい、定住推進・雇用労働室になります。

資料 1-1 で掲げているものについては岩手労働局さんの方で発表している数字でありまして、今、委員からご指摘、ご質問がありました、精神障害者とかそれぞれの障害者の区分に応じた部分の率というものについては、すいませんがちょっと今手元にない状況ですので、そちらの方を後日ですね、岩手労働局さんの方に確認して、データとして持っているのであれば、事務局を通じて提供させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上です。

(田原委員)

ありがとうございます。

(狩野会長)

あといかがでしょうか。

(石頭委員)

岩手県商工会連合会女性会の方から参加しています幸呼来ジャパンの石頭と申します。よろしくをお願いします。

今のお話で、岩手県の法定雇用率に関して岩手労働局からの数字という風におっしゃっていましたが、

うちも、障がい者の方一人、障がい者雇用ということで採用しているんですが、職業安定所を通して障がいのある方を雇用した場合に、この数字に反映されているという認識でよろしいのでしょうか。

(狩野会長)

事務局の方からもし分かればよろしくをお願いします。

(定住推進・雇用労働室 高橋主任主査)

岩手労働局さんの方では、ハローワークの方からですね、この障がい者雇用率はじめ、あらゆる雇用関係のデータというものをとりまとめて公表しておりますので、委員のご指摘、ご意見の通りですね、ハローワークの数値を吸い上げているという風に思っております。

ただもし、私の認識が誤っているのであれば、その点も先ほどの田原委員からご質問があった通り、精神障害者の雇用率の部分の確認とあわせて、再度確認したいと思いますのでよろしくをお願いします。

(石頭委員)

はい。ありがとうございました。

(狩野会長)

あといかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

資料についてなにか御意見があれば事務局のお問合せいただければいいかと思えます。

(3) ひとにやさしいまちづくり推進指針の見直しについて

(狩野会長)

それでは、次の議題に移っていききたいと思います。

(3) ひとにやさしいまちづくり推進指針の見直しについて事務局から説明をお願いします。

(地域福祉課 米澤特命課長)

次の議題に移りまして、地域福祉課事務局の米澤と申します。

よろしくお願いいたします。

私の方からは、今回の見直しの概要であるとか、方向性についてご説明させていただきます。

座って失礼いたします。

資料はA4の左肩を止めた2枚ものの資料3ひとにやさしいまちづくり推進指針の見直しについてでございます。

この指針は5年ごとに期間を定めて見直しをしているもので、今年度が最終年度ということで、来年度からの5か年を計画期間とする指針の策定を現在進めているところでございます。

この指針の改定につきましては、今年2月に開催いたしました、令和5年度の本協議会の中で、改定検討会議の設置により、ワーキンググループの中で、もんでいくということについてご協議いただきまして、その時に、委員の皆様方からいただいた意見も踏まえまして、これまで作業を進めて参りました。

検討会議につきましては、2ページになりますが、本協議会の委員及び最近話題となっているような分野から、とりわけ障がい、あるいは医療的ケアを必要とするこどもや大人も含めて、家族の支援に携わっていらっしゃる方から、高齢者や認知症のケアに携わっていらっしゃる方、あとは若者の意見ということで大学生、こういった方々を加えまして、これまで2回、6月と8月の2回検討会議を開催いたしました。

この後説明いたしますが、その検討会議でいただいた意見を踏まえまして、素案ということで本日ご説明させていただくものでございます。

今回の改正の考え方、視点についてですが、現行の指針の策定以降、いわゆる県民計画の政策推進プランのところですね、アクションプランが変更となっているところであるとか、地域福祉支援計画他福祉関連計画が改定されておりましたので、そちらとの整合性を図ること。

法律もいくつか改正されておりましたので、そういった動向や、社会の状況変化を踏まえまして、見直しを進めて参りました。

主な視点につきましては、箱囲みのところに記載してございますが、いわゆる認知症基本法が今年1月に施行されたところになりますので、そういったものに基づき内容を充実させていくということ、今年4月からは、改正障害者差別解消法の施行に伴いまして、全ての事業者に対して、合理的配慮が義務化されたこと、その他インクルーシブな視点であるとか、

ユニバーサルツーリズム、性的マイノリティの方々、外国の方々も含めた昨今の情勢を反映させた形で、今回指針を取りまとめたところでございます。

これまで2回開催された検討会議において出された主な意見と、その意見を踏まえて素案の見直しを行った部分につきましては、資料の3ページのところに記載してございます。

検討会議のメンバーの皆様方からいただいた意見と、事務局側で実際に事業を行っている各担当室課からいただいた情報等を踏まえて素案をまとめてございます。

主な修正内容、具体的な内容につきましては、資料4と資料5の方にまとめてございます。説明者交代いたしまして、ご説明をさせていただきます。

(地域福祉課 千葉主事)

改正の内容について、千葉からご説明させていただきます。

資料4ということで、A4版ホチキス止めのものとは資料5 A3版カラーのものをお配りしてございます。

資料4につきましては、今回の改正の内容を落とし込んだもの、資料5は現行のひとにやさしいまちづくり推進指針の変更点をまとめたものになります。

では資料5により主な部分についてご説明いたします。

1ページから8ページにつきましては、先ほど説明がありましたが、前回の指針策定にあたっての国の動向でありますとか、議事(2)の方で、県民の意識ということで、希望郷いわてモニターアンケートの方を反映させたということ、それから各種項目で最新のデータに更新しているというところでございます。

9ページから説明させていただきます。

今回の指針策定にあたっての主な観点については先ほどご説明した通り、観光客の増加、インクルーシブの視点などの昨今の情勢や、法改正などの国の動向を踏まえて改正を進めることとしているところです。

9ページの下の方、基本的な推進方向について、目指す姿として、一部修正してございますけれども、県民全体の参画により、全ての人々が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域共生社会を、目指すというところになってございます。

こちらを目指すにあたっての施策の基本的な方向ということで、10ページ。

一番上の枠になっておりますけれども、(1)から(5)まで、ひとづくり、まちづくり、ものづくり、情報発信、参画、この5つの柱を立ててございます。

そのうちの(1)ひとづくりについて記載を修正してございますけれども、左側、現行指針の内容を記載では、全ての人々が互いに支え合うことができる心を醸成する人づくりとしていた部分でございますが、心の持ちようだけではなくて、心に余裕のない方にも最低限のルールを守って必要な配慮ができるような姿にということで、人権の考え方を踏まえまして修正をしてございまして、全ての人々が個人として尊重され、自らの意思にも基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にするひとづくりというふうに修正してございます。

(2) から (5) については修正はございません。

次に、7の推進の基本的視点についてでございます。

(1) 多様な利用者の参画促進及び会話のプロセスの重視の部分でございます。

赤字で記載している部分でございますけれども、施策を進めるにあたって、様々な段階で、多様な属性の方から意見を聞いた上で進めていくということで、信頼関係の構築、課題の共有、お互いのニーズの理解、すり合わせなど、双方向で十分な議論により合意を目指していく建設的対話が重要ですということで、修正してございます。

(2) 取り組みの発展的推進（終わりなき取組）と書いてある部分でございますけれども、こちら新しい視点として、年齢、障がい、性別等複合的な属性を持っている方いらっしゃいますけれども、そういった方々が排除されたり差別をされたりとか、そういった社会的困難が増幅することがあるということで、そういった方にも対処できるような視点をというところで、インターセクシャリティの観点ということで、修正をしてございまして、赤字の部分、取組においては、年齢や障がい、性別等が複合的に関わって、排除や差別等の社会的困難が増幅することがあるという観点（インターセクシャリティの観点）を踏まえるものとしますということで、記載を追加してございます。

次のページにいきまして、11 ページ。

具体的な推進方向ということで、こちらは先ほど基本的推進方向のところでご説明しましたけれども、人権の考え方を踏まえて、ひとつづくりの部分を変更したというところでございます。

また、この部分を変更したことに伴って、以降の記載についても修正をしているところでございます。

ページをめくっていただきまして、12 ページ。

学ぶ機会の充実の課題・視点については、この前に説明したところと同様の修正をしたところでございます。

イの部分でございますが、昨年度に開催しました本協議会の意見ということで、学校終わりの時間を活用して教育できないかということで御意見いただいております、一番最後の赤字としている部分ですが、児童館や放課後児童クラブなど、放課後の校外活動の場を活用した取り組みを進めますということで記載を追加したところでございます。

続きまして、③人材組織の育成の丸の2つ目です。

赤字でお示しているところでございますけれども、検討会議の中で、支援等をしたいという気持ちがあっても、具体的な手段がわからないであるとか、どういうふうに対応したらいいのか分からないというような不安もあるということで意見を頂いておりましたので、ユニバーサルデザイン以前にその基本的な視点をというところで、記載を修正させていただいております。

またですね、この部分については、現行指針の中では、行政職員の理解を深めていくというふうな内容にしていたところなんですけれども、行政職員だけではなくて、支援に関わる、一人一人全ての方がということで記載を変更してございまして、声かけの仕方、介助の方法や、緊急時の対処への不安から、関わりを敬遠してしまうことがないよう、支援を必要とす

る方の特性や、それを取り巻く環境についての理解を深め、各分野の施策にユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込んでいくために、支援に関わる一人ひとりの資質を高めていくことが必要です、としてございます。

続きまして 13 ページ。

イの部分でございますけれども、こちらについては、現行指針の中では、県・市町村職員の理解促進に向けたということで記載をしてございましたが、支援に関わる人たちの資質向上に向けて取り組みということで記載を修正してございます。

その下のオ〜キについてでございますけれども、こちら順番をですね、現行指針から変更してございます。

平時の取り組みである福祉ボランティア、それから災害時の支援、ボランティアということで、防災ボランティアと災害派遣福祉チームということで、順番を変えさせていただいているというところと、防災ボランティアと災害派遣福祉チームについて、取り組み内容を踏まえまして記載を整理させていただいたところでございます。

災害派遣福祉チームについての記載でございますけれども、被災者の方々が抱える複合的な課題に的確な支援が実施できるようにということで記載をしてございます。

続きまして、(2) まちづくりについてでございます。

①まちづくり全体の推進上の課題・視点の部分についてでございますけれども、丸の2つ目。

在宅医療を受けている方が増えているというところを踏まえまして、在宅医療を受けている方など、避難自体にリスクを抱えている方への対応をはじめということで修正をしてございます。

それから 14 ページのカのところですが、ひとにやさしい駐車場でスロープつきの車など縦の幅が狭くて、後ろに下がることができないというようなことであったりとか、あとは医療機器などを使われている方が天気が悪いときに、駐車場を利用しにくいということで意見をいただきました。

そういった方々を含め移動が困難な方でも自動車で移動しやすい環境整備ということで記載をしているというところでございます。

②の公共的施設建築物について、こちらの推進上の課題・視点については、議事(2)でご説明しましたモニターアンケートの結果を反映させたというところでございます。

続きまして、15 ページ。

この部分になりますけれども、高齢化率が高くなっているというところで、普通の避難所についても福祉避難所と同等レベルで整備されていないといけないんじゃないかということで、検討会議の方でご意見をいただきましたのでそういった点を踏まえまして、修正をしてございます。

③交通機関等についてでございます。

現在の状況を踏まえた修正、それから障がい移動障がいだということでお話をいただいたところです。

地域によって交通機関が少ないところがあるという現状を踏まえまして、維持・確保につ

いての記載を修正したところでございます。

16 ページの④道路にアについて、こちらでも検討会議の方でご意見をいただいたところで、誘導ブロック・点字ブロックをデザイン性や景観を重視して作るのではなく弱視の立場に立った記載をということで修正をしております。

黄色を基本とし、地色とのコントラストに配慮いうところで記載を修正しております。

続きまして⑤住宅についてでございますけれども、こちらはですね、見直しに関わる事由・考え方に記載している通り、情勢や国の動向を踏まえて修正したところでございます。

⑥観光地についてでございますけれども、こちらは、みちのく岩手観光立件第4期基本計画の内容を反映させ、整合性とれるようにしたというところでございます。

続きまして、⑦公園、水辺空間等についてでございますけれども、ページをめくっていただきまして17ページの一番上、インクルーシブな視点を踏まえてということで、遊具ということで追加させていただいたこと、それから、検討会議で意見をいただきましたけれども、性的マイノリティの方だけではなくて、トイレは重要な施設であるということでお話をいただいたところでございましたので、トイレについても追加したところでございます。

続きまして、(3)ものづくりについてでございますけれども、製品開発について、こちらは利用者ニーズや使いやすい商品、そういったものを踏まえまして、記載を修正しております。

18 ページです。

(4)ということで、情報発信という部分でございますけれども、推進上の課題・視点というところでございます。

赤字で示しているところでございますけれども、情報に行き着かない方たちもいるということということで、昨年度意見を頂いたところでございますのでそれを踏まえて情報アクセシビリティということで記載を追加しております。

続きまして、19 ページ。

②情報発信内容の充実の部分でございますけれども、こちらについては、ユニバーサルデザイン電子マップについて記載をしているところでございます。

ユニバーサルシートの設置情報がないであるとか、トイレの中にどういった設備があるのかもわかりづらいというところご意見をいただいたところでございましたので、ユニバーサルデザイン電子マップの掲載内容の充実について進めていくということで記載をしております。

それからその下については時点修正となっております。

続きまして、20 ページの②誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりについてでございますけれども、イの部分で、ひきこもりについての記載を追加したこと、それから検討会議において、子どもから周りにいる大人に対して困りごとを発信していいんだよということで、言及して欲しいということでご意見をいただいたところでございましたので、記載を修正しております。

年齢、性別、国籍、障がいの有無、性的指向、性自認、経済状況、子育てや介護の状況、ひきこもりであること等にかかわる社会的困難について、子どもを含め全ての人が、身近なと

ころで誰もが安心して様々な相談ができ、その相談内容に応じて支援が受けられる体制づくりを促進していきますということで記載をさせていただきます。

続きまして、この部分でございますけれども、認知症についての記載になってございます。具体的な取組について記載したところでございます。

ざっくりとした説明となってしまいましたが説明は以上です。

(狩野会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に何かございますか。

(齋藤委員)

岩手県聴覚障害者協会事務局長の齋藤です。

初めて参加します。よろしくお願いいたします。

質問なんですけれども、日本の状況とか法律が変わっていないところが1つあるんですけれども、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年度に施行されたと思うんですけれども、見直しのところに載っていないのはどうしてでしょうか。

資料の24ページに一つだけ情報アクセシビリティという言葉がでてくるだけで、他は見直しのところには載っていないんですけれども、まちづくりとかバリアフリーとかユニバーサルデザインとか法律のもとに進められていくのかと思うんですけれども、その中に情報関係について資料に載っていないと思います。

(狩野会長)

はい。

今の指摘に対して、事務局お願いします。

(障がい保健福祉課 高橋障がい福祉担当課長)

障がい保健福祉課です。

情報アクセシビリティ推進法はこちらの指針の方で言いますと、資料5の18ページ。

こちらの方で、(4)全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる情報の発信というところで記載をしているところではあるんですけれども、私どもでアクセシビリティ法の記述を見直したうえで、検討してまいりたいと考えております。

皆様にはお気づきの点があれば御指摘いただければと思います。

(齋藤委員)

ありがとうございます。

具体的な部分をではなくて、法律改正のことで例えば障害者差別解消法を改正したとか認知症についての法律とか載っているので、それに合わせて情報アクセシビリティ法の記載をした方が良いのではないのでしょうか。

(狩野会長)

事務局をお願いします。

(地域福祉課 米澤特命課長)

事務局地域福祉課でございます。

今ご意見いただきました通り、具体的に変更点ということで、法律の名称、いくつか列挙してはありますが、その中に、法律の名称を具体的に書き込むという形で、修正作業を進めたいと思います。

(齋藤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(狩野会長)

ありがとうございました。

中身というか法律名を記載するということですね。

よろしくをお願いします。

あと委員のみなさんいかがでしょうか。

(高橋委員)

一昨日ある会議で出されていたんですが、11 ページにあります多機能トイレの件ですが、重心の事務局の方から言われて、多機能トイレにベッドがほとんどない。

宮古のなあとにはあったんですよ。最近できたMONAKAにはなかったと言われてそういうところはないんだと思って聞いていたんですが、できれば現状を（録音不鮮明） 重心の方から言われました。

すいません。簡単な意見ですが、検討していただければ助かります。

(高屋敷委員)

すいません。久慈の高屋敷ですけれども。

多機能トイレのベッドなんですけれども、久慈にある北三陸道の駅にはあります。

見てください。

実際に横になって試してみたりしました。

(狩野会長)

ありがとうございました。

個別的な情報提供でしたが事務局いかがでしょうか。

(地域福祉課 米澤特命課長)

はい、ありがとうございました。

先ほどユニバーサルデザインマップのところで、多機能トイレの中身がっていうところがあったんですが、今お話になられた通りにトイレに入られたときに、例えば、横になったり、着替えをしたりだとか、おむつを交換されたり、子どもだけではないというところがあって、そういった設備も必要ではないかということで、こちらの方でもご意見いただいているところでございました。

指針の中に具体的に、ベッドという表記まで入れられるかどうかっていうところは、ちょっとまた置いといてということになるんですけども、指針の中でですね、ご覧になっていただければわかるんですが、先進的な取組であるとか、具体例ということで写真を掲載したりしてございましたので、そういったところで県内のよりよい実践を見せていき、それを参考にさせていただきながら、これからの施設整備とか、改修を進めていただきたいというふうに考えておりましたので、今のようなご意見、この協議会だけではなくて、いろいろな機会をとらえて、こちらにお伝えいただけるとありがたいです。

ありがとうございました。

(狩野会長)

はい、ありがとうございました。

高屋敷さんお願いします。

(高屋敷委員)

18 ページのタブレットのところなんですけど、私が所属している団体は高齢者が多いので、まず「タブレットって何」というところから始まって、予算でタブレットを買いました。

ところが、それを教えてくれる講師確保ができなくて、今タブレットが休んでいる状態です。

講師確保はお金が（録音不鮮明）で悩んでおります。

前に進むようなことが困難な状態です。

(狩野会長)

ありがとうございました。

そこそういうのちょっとあるということですよ。

講師の方の派遣もお金が難しいというところでしょうか。

事務局からお願いします。

(地域福祉課 米澤特命課長)

事務局の方からお話をさせていただきます。

買った方がいいものの、実際使うときに細かい使い方とか教えてもらわないと難しいというところがあると思うんですが、地域によってということもあるかもしれませんが、携帯電話のドコモとかauとかありますけれども、そういったところの事業で端末を活用していくため

の、講師派遣みたいなことを社会貢献活動として、実践をなさってらっしゃるところがいくつかございますので、今手元にはそういった情報を持ち合わせていないですが、そういった様々な企業の方で実施されている情報などもご活用いただきながら、地域の中での取り組みを進めていただけるとありがたいです。

(狩野会長)

はい、ありがとうございました。

あといかがでしょうか。

(中里委員)

岩手県歯科医師会の中里と申します。

お世話になっております。

岩手県歯科医師会でも、在宅医療や子どもたち、医療的ケア児について、今、手を打てないかっていうことをいろいろ考えて模索中でございます。

その中で13ページにまちづくり全体というところに、在宅医療を受ける方の避難自体のリスクとか、そういう文章もありますし、想定して可能な限り多様な意見を把握して進めていくことが必要とあってその通りでございます。

そして見直しに関わる事項の中で、在宅医療を受けている子どもの数が増えているとありますがこれもそのとおりだと思います。

それを踏まえたまちづくりというところでどういうまちづくりを目指しているのか私がよくわからなかったのを教えていただければ、お願いしたいです。

また訪問する場合、訪問治療に行ったときに、駐車場がないとか、機材を持っていくので訪問先の部屋の調査とか本当にこの医療ケアはコンセントが必要と書いていますけども、医療的ケア児じゃなくても、高齢者の方の訪問にも、延長コードを私達の方で持っていったりということをするが多々ありますけども、こういうものもまちづくりの中で変更したりそういうところよろしく願います。

(狩野会長)

ありがとうございました。

この点についてまちづくりというキーワードが出ておりましたけれども、考え方についてなど事務局の方でいかがでしょうか。

(障がい保健福祉課 高橋障がい福祉担当課長)

医療的ケア児の方が地域で安心して暮らしていただくための保健医療に関する仕組みづくりという観点から御説明します。

医療的ケア児の方が地域の医療機関あるいは福祉機関から支援を受けながら安心して暮らすことができる仕組みづくりにおいて支援というのは重要だと考えておまして、今年度から、支援者支援という視点から医療的ケア児の支援体制の充実を目指していくこととしてこ

ういった取組を進めながら、安心して暮らせる環境づくりを進めたいと考えております。

(中里委員)

これからの検討課題ということで、よろしくお願いします。

(狩野会長)

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

佐藤委員さんお願いします。

(佐藤委員)

岩手県国際交流協会の佐藤です。どうぞよろしくお願いします。

2月の協議会でもお話ししたところなのですが、県内の外国人県民の方が増えているということで、昨年12月末時点で1万人を超えたところでございます。

大体、県の人口の1パーセント近く。

これからも外国人の方が増えることが見込まれるというところでございますけれども、資料5の19ページですね、全ての方が多様な分野で主体的に活躍できる参画の推進上の課題・視点の白丸の三つ目に在留外国人の増加に伴い、外国人県民等の言葉の壁、生活上の不便の解消、それから互いの文化や習慣などの多様性の理解促進に向けた取組を進めていく必要がありますということで非常に大事な視点でございます。

申し上げたいのは、実際に外国人県民の方が増えている中で、病院にかかる機会も増えてくる、そういったときに言葉の壁があったりしてなかなかその受診機会に繋がらないという点もあると聞いてございます。

具体的な取り組みの内容については20ページのカに記載があるわけですが、素案のところと見直しのところには具体的に書かれていない所なのですが、国際室だけが担当になっていきますけれども、医療機関に受診する場合とかありますので保健福祉サイドとか医療機関それから県立病院等いろんな機関との連携というものも欠かせないと思います。

そういったことからもう少し具体的な取組として、医療機関を受診される際の通訳とか、受診機会の拡大につながるような外国人の方々の生活上の不便さの解消になるような配慮していただくような視点を持っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(狩野会長)

ありがとうございました。

今の意見に対して事務局いかがでしょうか。

(国際室 加藤主幹兼国際交流担当課長)

国際室の加藤と申します。

外国人の方々の医療に関してということでございまして、現在、医療機関、外国語を使え

る医療機関等の情報提供とか、そういったものを行っているところでございます。

いずれにしましても、医療機関の方を所管する部局等と連携しながら、今現在取り組んでいるさらに外国人の住みやすい環境を作る、推進するために、取り組みをしていく必要があると思っております。

今後とも、具体的な施策等に反映するようしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(狩野会長)

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

はい。

ありがとうございます。

(狩野会長)

その他いかがでしょう。

岡先生。

(岡委員)

東北福祉大学の岡と申します。

今の関連なんですけれども、一般の方も含めまして、外国人非常に多く、今回指針の見直しというところからいけば、やはり時代に合った形でいろいろそれに合ったですね、内容の素案の中に、赤文字で加筆されているところですか、これにマッチングしてるものとか、他の県にやっぱりない迅速な対応で非常に感心をしてるってのは、1つ感想として挙げられると思います。

今お話のあった、外国人等含めて双方向で、会話っていうところからすると、構成事業の中で、指針に基づいていろいろ出ているものに関しては、こちらから一方的に情報提供するっていう観光客の日常的な部分での対応っていうのが活字としてありますけれども、緊急時っていうようなところで考えたときに、具体的に申し上げますと、例えば医療機関というところでも会話が当然成り立たないと大変なことになってしまうということが1つと、実は調剤薬局といいますか、具体的にはちょっと言えませんが、ドラッグストア、ああいうところにも外国人がかなり来るんですね。

その時に、迅速な対応というか、会話をするということが成り立たないので、それにはですね、総合型のDXのソフト、こちらから日本語で言えば、向こう側には外国語が映りますとか、向こうが外国語で言えばこちらこちらでは日本語がということでその対応ってのは非常にやりやすいソフトがあって、実際にそれが事業化してきているっていうのもありますので、そういったものの試験的なところ検証というものを、具体的な対策として、こういった

ところでやるとか、その辺の、安心感といいますかひとにやさしいっていうところに通ずる施策に繋がるのかなと思います。

いろんな情報がありますので、こちらから提供ということもできますので、ご検討いただければと思います。

(狩野会長)

ありがとうございます。

最近のAIは、リアルタイムで翻訳ができてしまうくらいレベルが高くなっているのが事実ですからね。

(岡委員)

やっぱり、薬剤とか病気っていうところからいくと、一般的な会話というよりも専門的な方が非常に多いので、逆にやりやすい、そういったもの作りやすいついていうのが、メリットとしてありますってことは、どんどんつきやすいくかなというようなメリットも非常にあるかなと思います。

(狩野会長)

事務局いかがでしょうか。

お願いします

(地域福祉課 米澤特命課長)

はい、ありがとうございます。

具体的な事例ということで、先ほどもご案内しましたがその指針の参考事例とかそういったところで、具体的な取組、県内でそんな取り組みがあればいいんですが、なくてもですね、実施しているということで盛り込めればと思います。ありがとうございます。

(狩野会長)

ありがとうございました。

あといかがでしょうか。

山下先生お願いします。

(山下委員)

弘前大学の山下と申します。

意見は6点あるのですが、まず、ここまで取りまとめ、見直しをするのは大変な作業だったと思います。

取りまとめをしていただいた事務局にお礼を申し上げます。

それから先ほど齋藤委員から御指摘がありました。ご指摘をいただいて、感謝を申し上げたいと思います。

検討会議の出席をしておりましたけれども、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法については、認識が欠如しておりました。

申し訳ありませんでした。

御指摘いただいたことでさらに見直しに反映されていくということでもありがたいと思っています。

ひとつはですね資料の4の1ページの※1性的マイノリティの説明を加えていただいておりますが、性的マイノリティ（LGBT等）で最初に性的少数者としていただいておりますが、そういわれればそうなんです、より適切なのかより分かりやすいような表現があるというふうに思っています。

国の説明資料であるとか、他の自治体等のもも参考にあるので私からの提供は喜んでいたしますので、間違えている点は1つもないというふうに思っていますけれどもせつかくの見直しのタイミングですので、よりよい脚注を検討していただけるとありがたいと思います。

それが一つ目です。

2点目からは資料5ですが、資料5の7ページ。

⑧性的マイノリティに関する国の動向として

2段落目を追記していただきました。ありがとうございます。

この文章のですね最後、取組を実施することとされていますとあるんですが、実施するというのは国で自治体はこれ努力義務だったと思うんですというか努力義務です。5条に基づいてなので。

県としては取組を実施することとしてるっていうふうに理解はしていますけれども、法的にという意味で、こととされていますっていうふうな言い方ではなくて、努めることとされているという方が正確であろうかと思えます。

それから、3点目は12ページです。

③人材・組織の育成の白丸の二つ目の下から2行目のところが支援に関わる一人ひとりという表現に改められています。

現行指針では、行政職員のとなっていた部分で、先ほど御説明をいただきました。

若干の懸念を持っています。

公権力の行使者である行政職員がということと、市民である支援に関わる一人ひとりが資質を高めるというのは若干次元の違う話だというふうに思いますので、行政職員という言葉は削っていただく前に、公権力の行使者である行政職員の方たちは、理解を深めるということがあってそのうえで支援に関る一人ひとりの資質を高めていくというのがふさわしいのではないかと思います。

次のページでも使われています。

それ、4点目が15ページの③の交通機関等。

白丸の3つ目。

公共交通の維持、確保ということに改められていますが、先ほど理由も御説明いただいたところなんです、トーンダウンした印象を受けます。

現状、交通機関の維持・確保だけではユニバーサルな公共交通の推進というのには必ずしも繋がっていかないのではないかと

ですから、維持確保は、最低限としてその場では、公共交通のユニバーサルデザイン化というものが、苦しい状況だということは、特に地方の公共交通がというのは分かるんですけども、ここまでトーンダウンしていいのだろうかというところです。

それから5点目は16ページです。

前の④のAの加筆いただいたコントラストに配慮となっていますが、配慮ではなくて確保という風にもう少し踏み込んでもいいのではないかとという風に思います。

やはりロービジョンの方にはコントラストが必要なものだと思うので、配慮という言葉は非常に都合がいい言葉だと思うんですが、具体的に何をすればいいかというところが曖昧になりますので、配慮という言葉以外に具体のアクションを示せるのであれば、そのような表現に置き換えるというのがいいのではないのでしょうか。

最後に6点目、20ページです。

②のイの部分なんですけれども、私が検討会議で御提案したように思って責任を感じているというか申し訳ないと思っているんですが、いろいろな属性が並んでいる中で、障がいの部分が現行では障がいだけだったのに、素案では障がいの有無という風になってしまって、前の方にあった部分を引っ張ってきたので有無が入ってしまったのかと思うんですけれども、有無はいらぬというか、障がいは有無だけでなく、種別とか程度とか有無に加えて大切な側面があるかと思っておりますので、障がいということで素案は意味が通るかと思っております。

特に事務局からなにか御回答いただきたいとかそういうことではございませんので検討をいただけるとありがたいです。

(狩野会長)

御指摘ありがとうございました。

事務局からお願いします。

(地域福祉課 米澤特命課長)

事務局の方からコメントします。

山下先生には細かいところについても、多分にご意見賜りましてありがとうございます。

今の言葉の使い方の部分であるとか、あと、今ご指摘いただかなかったところも含めて、この際、適切な表現や、見直しを進められる部分があると思っておりますので、お気づきところございましたら、事務局の方に御指摘いただけたらありがたいです。

(狩野会長)

ありがとうございました。

山下委員からの意見の他にももし気づいたところがあれば事務局にお問合せいただければいいのかなと思います。

あといかがでしょうか。

(田原委員)

スタートラインに戻すようで恐縮なのですが、資料3の構成メンバーについてですけれども、精神保健につきましては、居場所あるいは家族、そういう場所がとても大事だということで、検討が進められてきているところなのですが、検討会議の中には精神保健のメンバーがいらっしゃらないんですが、当時精神保健からは参加しないということになっていたのかあるいはなにか理由があるのかお聞きしたいです。

(狩野会長)

はい、お願いします。

(地域福祉課 米澤特命課長)

ありがとうございます。

今回の検討会議のメンバーの構成のところにつきましては、令和5年度の協議会のときに検討会議の設置にあたってこういった分野の方の参画が必要ではないかということで、委員皆様からご意見をいただきまして、そのご意見に基づいて構成をさせていただいて、その意見の中で、いろいろ立てた項目に該当されるような活動を実践している方ということで、このような形になったというところがあったので、意図的に何かこちらの方で、選ばなかったとかそういうようなことではなくて、ご意見をいただいた結果こうなったというところでございました。

(田原委員)

ありがとうございます。

繰り返しますが、精神保健の分野は御存じの通り遅れている部分がございます。

具体的な例で言いますと、JR運賃が2025年4月から精神障がい者の手帳所持者がようやく割引になりますが、実は、よく調べると全員じゃないんですね、1割程度の方しか割引にならないと言われていました。

また、自治体の皆さんへの負担が増えるということも（録音不鮮明）まだまだ遅れているという状況があるので、少ない障がい者連携の中で、病院に行くのもJRが使えない人たち、年取った親が運転をして送り迎えをしている、大変期待してたころなのですが、いくら整備されても外には歩けない。

そういう部分も家族あるいは家族会ならでは意見を述べることができるのかなと思ったので、もしこういった委員会、今回はユニバーサルを視点にしたものですがけれども精神保健分野でも、繰り返しますが、居場所づくり、社会参画それから家族の協力あるいは家族への支援ということは大変重要です。

ですから家族をこのメンバーに含めるということは皆さんの最大の味方になってくれるのではないかと思います。

(狩野会長)

はい、ありがとうございました。

御意見ということで事務局からありますでしょうか。

(地域福祉課 米澤特命課長)

今いただいたお話も踏まえて、関係課とも情報共有させていただきたいと思います。

(狩野会長)

はい。

ありがとうございました。

いろいろご意見が出てきてるところではありますが、全体の進行上ですね、気づいたところもありましたら、事務局に直接連絡していただくようお願いいたします。

次の議題に入っていきたいと思います。

議事（４）その他についてですね、事務局の方でまず説明をお願いします。

(定住推進・雇用労働室 高橋主任主査)

すいません。その他になってしまったけれども、指針に関連する事業の取り組み状況の関係で、障がい者雇用率の関係ご質問いただきましたけれども、それについて手元に資料がありましたのでお答えさせていただきたいと思います。

まず最初に委員の方から、精神障害者の障がい者雇用率の関係についてご質問がありました。

岩手労働局の方で年1回12月にですね、その年の6月1日現在の岩手県における障がい者雇用状況、こちらの方を公表しております。

障がい者の3つの区分でですね、それぞれ障がい者の雇用率の関係については、数値については出してないんですけども、障がい者雇用数のうち、身体障害者は51%、あと知的障害者は29%、精神障害者は20%という形でですね、障がい者雇用数の中で精神障害者は一番低い状況というふうになっております。

また他の委員から、データについてはハローワークから吸い上げしてるかどうかというところについてもご質問いただきましたけれども、12月に公表している資料の詳細表の方ですね、各地域のハローワークごとのですね、数値というものも公表されておりますので、いずれ、各ハローワークから吸い上げて岩手労働局が取りまとめて、障がい者の雇用率というものを公表しているというところになりますので、遅くなりましたけれども、2人の委員からのご質問についてお答えしたいと思います。

(狩野会長)

はい。時間内に調べて回答いただいてありがとうございました。

(4) その他

(狩野会長)

では議事の方に戻りまして、ガイドラインについての説明を建築住宅課からお願いします。

(建築住宅課 佐藤建築指導課長)

建築住宅課建築指導課長の佐藤と申します。

よろしくお願ひいたします。

私の方からは、報告事項といたしまして、まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの改訂についてを説明させていただきます。

資料は6 A 4の2枚つづりの資料に基づいて説明をさせていただきます。

初めに資料に従いまして1の概要について説明をいたします。

まず、まちづくりユニバーサルデザインガイドラインとはどのようなものかということですが、趣旨は記載の通りでございますが、すべての人にやさしいまちづくりを実現するため、ユニバーサルデザインの考え方を基に、主に設計者、施工者、管理者等のまちづくりに携わる方々に向けたガイドラインとして、平成16年に作成したものでございます。

参考までに2ページ、3ページ目に現行のガイドラインから例として示してございます。

主にハード面の内容になりますが、建築などを中心とした技術的な内容による定義書としまして、これまでユニバーサルデザインの普及促進に活用して参りました。

表面に戻りまして、次にガイドラインの改訂についてでございます。

このガイドラインは、策定から約20年が経過しており、内容の中には、現在、社会状況に対応しきれていない部分も生じております。

このことから、今般の新しいひとにやさしいまちづくり推進指針の策定にあわせまして、改訂を行うこととしているものでございます。

改訂に当たりましては、現行基準や新しい考え方に基づいて、内容を改めるとともに、先進事例やインクルーシブなどの視点を踏まえた事例の紹介を加えるなど、ニーズの変化や多様性などにも対応できるよう、見直しを行う予定としております。

なお、このガイドラインの改訂案につきましては、本日の議題となっておりますこと、推進指針の内容とも関わりがございますことから、次回のひとにやさしいまちづくり推進協議会にご提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

委員の皆様にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2の改訂イメージについてでございます。

ガイドラインは大きく3つの項目に分けて、改訂の検討を進めております。

1つ目の項目が、ガイドラインの基本理念についてであります。

現行のガイドラインの記述には、推進指針などから引用している部分もございますが、これが古い内容のまま残されているなど、現状と合わない部分も出てきているため、新しい内容に整理し直したいと考えてございます。

2つ目の項目が、このガイドラインの最も中心的な内容となる設計への配慮事項についてでございます。

2 ページ以降に示している先ほどみていただきました例の通り、設計等のポイントになる部分について、文章による解説と図を用いた解説にまとめているものでございます。

取り扱う範囲は、建築物や道路公園なども含む市街地に及びますけれども、これらについて、現行基準や、新しい考え方への修正や追加を加えたいと考えております。

3 つ目の項目が、事例紹介といたしまして、今回追加を検討している部分でございます。

公園や遊具なども含めて、先進事例やインクルーシブなどの新しい視点を取り入れた事例の紹介等を行いたいというふうに考えてございます。

最後に3の改定に係るスケジュールについてでございます。

まず、6月から現行のガイドラインに対する意見聴取といたしまして、主にガイドライン策定の際に、ご協力をいただいた団体など関係の方々にご意見を伺ったところでございます。

ご協力をいただいた方々には、この場を借りまして、お礼を申し上げたいと思います。

その際に頂戴した意見などを踏まえまして、現在素案の策定、作成を進めているところでございます。

この素案の取りまとめが終わり次第、改めまして、関係の方々にご意見を伺いたいというふうに考えてございます。

そしてこの意見をもとに最終案を取りまとめ、先にも申し上げました通り、1月に予定されている第2回の協議会において、改訂案として提案をしたいというふうに考えてございます。

また、このような手続きを踏まえまして、年度内には改訂版のガイドラインを完成させ、公表したいというふうに考えているところでございます。

皆様には引き続きご協力をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

(狩野会長)

ありがとうございました。

ただいま説明ありましたガイドラインの見直しについてご意見、ご質問がありましたら時間の関係ありますので手短にお願いしたいと思います。

引き続きいろいろこれご協力いただくことになると思いますのでよろしくお願いいたします。

そうしましたら予定されている議事の方終了しましたので事務局にお返しします。

6 閉会

(地域福祉課 草木総括課長)

ご審議いただきどうもありがとうございました。

先ほど申し上げましたが、何か御意見等ありましたら事務局の方に御連絡いただければと思います。

それでは、野原企画理事兼保健福祉部長から一言ご挨拶申し上げます。

(野原企画理事兼保健福祉部長)

ほんとに様々な多様な御意見をいただきましてありがとうございました。

この協議会の委員の皆様からは様々な視点で御意見をいただきまして、いただいた意見を踏まえながら、このひとにやさしいまちづくり推進指針の中にはなかなか細かい部分まで記載しきれない部分があるのですが、各種関連する計画への記載、盛り込みについても検討していきたいと思います。

また、まだまだ今年度指針の改定作業進みます。

年明けには指針の改定検討会議、協議会ございますので、皆様からの御意見を踏まえた指針について御協議いただきたいと思います。

最後に説明のありましたまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについては、まちづくりの核の部分になりますので引き続きご協力をいただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

本日はありがとうございました。

(地域福祉課 草木総括課長)

以上をもちまして、令和6年度第1回ひとにやさしいまちづくり推進協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。